「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」 の
制定案および関連通達の改正案に関する意見公募の結果について

令和７年 11 月
国土交通省航空局安全部
安全政策課

国土交通省では、令和７年７月１日から令和７年７月 30 日までの期間において、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」 の制定案および関連通達の改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、 本件に関して、計 20 件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙１のとおりです。 なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

加えて、意見募集後に案の見直しを行い、別紙２のとおり修正を行っております。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙１

ご意見の概要	国土交通省の考え方	修正の有無
UPRT 通達 5-3 (1)に記載されている「操縦士に、安全な運航に対するスレット及びこれを軽減するための方策を理解するために必要な知識及び認識を付与する訓練。」の「必要な知識及び認識を付与する訓練」の箇所について、運航規程審査要領細則において訓練は知識及び能力を付与する旨を定めており、認識も知識に包括されると考えられることから、通達間における訓練の目的の記載を合わせ、「認識」を削り「必要な知識を付与する訓練」としていただきたい。	一般的に「知識」とは、ある事項について知っていることやその内容を指し、「認識」とは、物事を見定めその本質を理解することを指します。今回の改正は ICAO Doc10011 に準じたもので、当該ドキュメント上では「知識」と「認識」とはそれぞれ明確に区別して使用しておりますので、原案のままとさせていただきます。	無
UPRT 通達 6-1-3 外国のライセンス切り替えについて、UPRT の経験の経歴を具体的にはどのような書類で確認するのか？9.(4)に例が記載されているが、具体的にどのような書類が想定されているのか確認したい。	訓練を受ける組織によって UPRT を完了したことを示す書類及び当該組織で使用する訓練シラバスを提示頂き確認する予定です。 また、海外のエアラインの定期訓練等で模擬飛行装置等の UPRT を実施し、その訓練をもって技能証明等に必要な UPRT の経歴とする場合も原則として訓練を実施した組織による証明書等を提出が必要です。(提出が難しい場合は事前にご相談ください。)	無
UPRT 通達 6-1-4 型式移行訓練に UPRT をどこに加えるかを検討している中で、技能審査の後で訓練を追加することも選択肢としてあるが、技能証明の発行にどの位時間がかかるのかを知りたい。(技能証明が無いと LINE OJT を開始出来ないため、申請からライセンス発給までに時間がかかる場合は、審査の後の UPRT 訓練は現実的ではなくな	個々のケースによることから一概にお示しすることは難しいですが、UPRT の経歴確認が増えても技能証明発行までの期間については現行と大差はないものと考えています。	無

ると考えるため)		
UPRT 通達 6-2/運航規程審査要領細則(第2章 運航規程審査基準（その 1） ６－１－２ 航空機乗組員に対する訓練) 通達内の用語に、「飛行機の操縦士」と「航空機乗組員」の二種類が使用されていますが、使い分けの意図はあるのでしょうか。	どちらも航空機に乗り組んで操縦を行う者を意図しています。 ご指摘を踏まえ、表現の平仄を取る意味でも「操縦者」に統一させていただきます。	有
UPRT 通達 7-1-1 訓練対象者に「自家用操縦士」「航空運送事業者の定期訓練」も含めるべき。 　また、FSTD の性能（再現可能範囲）を考慮すると、航空運送事業者の定期訓練にも最低１回の実機訓練は必要である（できれば数年に一度のリカレント）。 FSTD と実機訓練のそれぞれのメリット・デメリットを考慮すると、双方を行うことで UPRT として成立するものである。	今回は ICAO Annex1・Annex6 等に基づき、欧米の状況も参考に改正するものです。ICAO Annex では UPRT は、より高い安全性が求められる航空運送事業者及び商用運航を行う操縦士に対し実施を求めるものとされており、また欧米でも同様であることから、我が国においても同じ整理として自家用操縦士は対象といたしません。 　また、今回の改正案において「航空運送事業者の定期訓練」に対し UPRT を義務づけております。その実施方法については、すでに義務化されている欧米での訓練を参考にレベル C 以上であれば FFS での訓練においても有効だと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。	無
UPRT 通達 7-1-3 使用する航空機に求められる性能（運用範囲）や機種（耐空類別等）を明確にすべき。訓練機材が曖昧であれば無理な飛行により事故が多発することが考えられる。	UPRT の実機訓練にあたっては、異常な姿勢からの回復など安全性に十分に配慮する必要があるので、日頃より使用している小型機実機においての訓練を想定していること、通常訓練で使用する小型機は機種による操作性等の違いは比較的小さいことなどから、ICAO Doc10011 と同様に、使用する訓練の性能等を規定してい	無

	ません。	
UPRT 通達 7-2-1 型式移行訓練は全ての訓練要素と構成要素を実施することになりそうだが、直前に乗務していた機種と重複する部分は事業社の判断で省略を可とさせて頂きたい。そのような事は可能か？	型式限定の取得時には全ての訓練要素・構成要素について訓練が必要です。 ただし、航空機製造国や航空機製造メーカー等において評価された文書等によって訓練の全部又は一部を省略可能としている場合は、その限りではありません。 訓練の一部を省略しようとする場合、どの訓練要素・構成要素が文書のどの部分で省略可能としているか、明確にしていただく必要があります。	無
UPRT 通達 7-2-2 K 項以外は飛行前ブリーフィングや飛行後ブリーフィングでの実施はできないのでしょうか？	例示として記載をしています。原則として実機訓練・模擬飛行装置等の項は実機・模擬飛行装置等の中での訓練を想定していますが、そこでの訓練が難しい場合、「使用する訓練機材の限界事項等により、一部の構成要素について安全に訓練を行うことが困難であり、訓練の不足を補うために講じる措置の内容が適切と認められる場合には、この限りでない。」との旨記載があることから飛行前ブリーフィングや飛行後ブリーフィングを活用することも可能と考えます。	無
UPRT 通達 7-2-2 CCQ における UPRT の扱いについて。OEM OSD においては、前型式と移行先型式との差分のみ実施することによって要件を満たすと定められている。現行 UPRT 通達案の場合、CCQ の場合もすべての項目を実施する必要があるように読み取れるが、CCQ についてはどのように整理する予定なのか？	CCQ をどのように扱うかは今後の検討とさせていただきます。	無
UPRT 通達 7-3 通達ではこれらのコンピテンシーベースの訓練では UPRT を組み込むしか選択肢がないように見受けられるが、外出しの訓	追加する訓練を含め訓練全体が CBTA 通達に従ったものである必要があります。訓練内容を確認する段階で、個別に調整さ	無

練は可能か？	せていただきます。	
UPRT 通達 8-2 実機教官としてどのような訓練が必要であるか明示すべき。教官として訓練生の意図しない入力に対応できるスキルが必要であるため、実際には資格取得者が行う訓練以上の質の高い訓練が必要であると思慮。飛行安全を確保するために、UPRT 教官には高度なスキルが必要である。UPRT の飛行領域は航空機の運用範囲限界付近の飛行となるため教官の質は絶対であり事故の原因となりかねない。	教官に対する訓練事項については UPRT 通達 8-3 に明記しています。これをもとに各訓練組織がそれぞれに適した教官に対する訓練を設定し、設定された教官の任用方法及び教官の訓練が当該通達の要求を満足していることを国でも確認し、安全を担保していきます。 「使用する訓練機材で安全に行うことができる範囲内で訓練を実施すること」を前提としており、航空機の運用範囲限界付近の飛行は想定していません。	無
UPRT 通達 8-2 FSTD 教官にも実機訓練の経験を含めるべき。G の経験や STATLE 経験のない教官が教えることは Negative Training となる可能性がある。FSTD では Full Stall が再現できないため、実際に運送事業会社の FSTD 教官は実機による失速等の経験がなく書籍等の受け売りになっているのが現実である。	実機訓練で用いられる小型機は、FSTD で模擬される大型機と必ずしも挙動が同じではなく、また UPRT 自体が異常姿勢に入らないようにすることが訓練の大きな目的の一つとなっています。UPRT 通達 8-2 や 8-3 の記載の根拠とした ICAO Doc10011 でも FSTD 教官に実機訓練は求めておらず、我が国でも同様の整理としております。	無
UPRT 通達 8-4 操縦教育証明＋UPRT 講習会で UPRT 教官資格を与えることは安全性の面から疑問である。UPRT 講習会には、実機による十分な訓練を含まないと極めて危険であり、学科講習のみの講習会では 8-2-(2)（UPRT 教官の要件）に示す技量の習得は不可能である。実機を用いた講習会を航空局が主体となって行い、評価することで実機教官・FSTD 教官資格を付与するような制度が必要である。	操縦教育証明取得者は、異常姿勢からの回復操作だけでなく、他の技能証明にはない訓練計画・操縦教育・実技指導及び模範実技・飛行前後ブリーフィングについてその能力が認められた者です。 Negative Training につながる可能性を防ぐこと、またこれまでの訓練と異なり訓練時間等が数字で決まっておらず、また試験で課すべきものではないという考えのもと試験での確認もしないことから、特に訓練組織に属さない者が訓練生に対して UPRT を実施するに当たっては操縦教育証明取得者が適任と判断しました。	無

	なお、操縦教育証明取得者であってもUPRTについて、特にPreventionについて理解を深めてから訓練を行っていただきたく、別表第二に記載の経歴とするためにはUPRT講習会を受講した者が行った訓練とさせていただくことで安全を担保していきます。	
UPRT通達9. 承認について、以下の事項に関して、ひとつずつ承認を取っていく流れになるのか？ ・コア教官 ・各種訓練（PLTR、PLRF、定期、任用（昇格））についてそれぞれ	個々のケースによることから一概にお示しすることは難しいですが、個別に対応をさせていただきます。	無
UPRT通達9. 9.について「私学における教育」としてUPRTの実施が可能になるよう、「（１）、（２）以外の養成施設、学校等」（仮称）を設定して頂きたく希望します。	ご指摘を踏まえて検討し、私立大学などでの訓練も含められるよう9.(2)を修正します。なお、別紙２の該当部分もあわせて参照ください。	有
UPRT通達附則 (3) の「この場合、型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等によるUPRTの経験を有すること。」とは、航空運送事業においては、当該型式における昇格訓練で実施する訓練要素「H」及び「J」の実施経歴を有することが条件となりますでしょうか？	定期運送用操縦士の技能証明を取得する際には不要です。ただし、法第７２条第１項の認定までには訓練要素「H」及び「J」を付与してください。	無
通達　航空経歴の確認方法等について 1.(1) ATPLの技能証明を発行時、過去CPLの技能証明を申請する際に航空局に提出した証明書でUPRTの経歴を確認いただけないか？	過去、技能証明の申請にあたりUPRTの経歴に関する証明書等を提出している場合、既得技能証明書の写しをもって代えることができるとします。 それが分かるよう、「航空経歴の確認方法等について」に追記します。	有

＊通達「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」は「UPRT通達」と略しています。

別紙２

＜UPRT 通達＞

項目	修正前	修正案	補足
6-1-1	(2) 准定期運送用操縦士 Core フェーズ及び Basic フェーズにおける学科訓練及び実機訓練による UPRT の経歴及び型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等による UPRT の経歴。	(2) 准定期運送用操縦士 Core フェーズ~~及び~~、Basic フェーズ又はその両方における学科訓練及び実機訓練による UPRT の経歴~~及び~~並びに型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等による UPRT の経歴。	ICAO Doc9868 での表現に準じた表現に修正。表現の適正化。
6-1-2	6-1-2 型式限定 構造上、その操縦のために二人を要する飛行機の型式限定を受ける場合、当該型式における学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練によるUPRTの経歴を有していること。	6-1-2 型式限定 事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び定期運送用操縦士において、構造上その操縦のために二人を要する飛行機の型式限定を受ける場合、当該型式における学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練によるUPRTの経歴を有していること。	対象の明確化。
6-1-3	6-1-3　外国のライセンスの切り替え 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府（以下「ICAO締約国」という。）が発行した技能証明等を我が国の技能証明等に切り替える場合、我が国の技能証明等の申請に必要な経歴として学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴（准定期運送用操縦士においては学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴及び学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練によるUPRTの経歴）を有していること。ただし、構造上、その操縦のために二人を要する飛行機の型式	6-1-3　外国のライセンスの切り替え 外国政府が発行した技能証明及び操縦教育証明を我が国のものに切り替えるために申請を行う場合は、6-1-1に示す学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴（准定期運送用操縦士においては、学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴並びに型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等によるUPRTの経歴。）を有する必要がある。なお、我が国の型式限定の取得を申請する場合であって、すでに国際民間航空条約の締約国た	表現の適正化。

	限定を有し、技能証明と同時に切り替える場合においては、技能証明を受ける場合に必要な学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴は求めず、その場合学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練によるUPRTの経歴を有すること。	る外国の政府（以下「ICAO締約国」という。）による構造上その操縦のために二人を要する飛行機の型式限定を有している時は、学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴を型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等によるUPRTの経歴に代えることができる。	
6-2	航空運送事業者は、運航規程審査要領細則（以下「細則」という。）第２章6-1-2項及び第３章6-1-2項の規定に従って、操縦者の任用訓練、昇格訓練、定期訓練、型式移行訓練及び復帰訓練において、UPRTを次のとおり実施すること。 なお、航空運送事業者において行われた UPRT で 7-2-2 項の表に掲げる訓練要素及び構成要素を全て実施した場合、当該型式で型式限定を申請する場合に必要な経歴として取り扱うことができる。	航空運送事業者は、運航規程審査要領細則（以下「細則」という。）第２章6-1-2項及び第３章6-1-2項の規定に従って、操縦者の任用訓練、昇格訓練、定期訓練、型式移行訓練及び復帰訓練において、UPRTを次のとおり実施すること。 なお、航空運送事業者において行われた UPRT で本通達 7-2-2 項の表に掲げる訓練要素及び構成要素を全て実施した場合、当該型式で型式限定を申請する場合に必要な経歴として取り扱うことができる。	表現の適正化。
6-2-1	(1)　細則第２章が適用される航空運送事業者 ・航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士	(1)　細則第２章が適用される航空運送事業者 ・航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる ~~飛行機の操縦士~~航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者	現行の運航規程審査要領細則に準じた記載ぶりの変更。
6-2-1	(2)　細則第３章が適用される航空運送事業者 ・航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機であって、かつ、タービン発動機を装備した飛行機の操縦士	(2)　細則第３章が適用される航空運送事業者 ・航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、~~飛行機であって、かつ、タービン発動機を装備した飛行機の操縦士~~ターボジェット発動機又はターボフ	参考にした FAA の規則に準じた対象の明確化等。

		ファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者	
6-2-2	6-2-2　訓練の要素 (1) 任用訓練 7-2-2項の表に掲げる訓練要素のうち運航者が特定したリスクに基づいて必要な要素を選定し実施すること。なお、技能証明の型式限定に係る申請を行うにあたり実施したUPRTは、任用訓練において行うUPRTとしても取り扱うことができる。 (2) 昇格訓練 着席位置の違いによる回復操作の慣熟を目的として、7-2-2項の表に掲げる訓練要素のうち、少なくとも「H 異常姿勢の予防及び異常姿勢からの回復技術」及び「J 特別な訓練要素」を実施すること。 (3) 定期訓練 7-2-2項の表に掲げる訓練要素を実施すること。必ずしも全ての訓練要素を毎年実施する必要はないが、少なくとも３年間で全ての訓練要素を網羅するよう実施すること。 (4) 型式移行訓練 7-2-2項の表に掲げる訓練要素のうち運航者が特定したリスクに基づいて必要な要素を選定し実施すること。なお、技能証明の型式限定に係る変更申請を行うにあたり実施したUPRTは、型式移行訓練において行うUPRTとしても取り扱うことができる。 (5) 復帰訓練 訓練対象操縦士の経歴や乗務していない期間等に応じて、7-	6-2-2　訓練の要素 (1) 任用訓練 7-2-2項の表に掲げる訓練要素のうち運航者が特定したリスクに基づいて必要な要素を選定し実施すること。なお、技能証明の型式限定に係る申請を行うにあたり実施したUPRTは、任用訓練において行うUPRTとしても取り扱うことができる。 (2) 昇格訓練 着席位置の違いによる回復操作の慣熟を目的として、7-2-2項の表に掲げる訓練要素のうち、少なくとも「H 異常姿勢の予防及び異常姿勢からの回復技術」及び「J 特別な訓練要素」を実施すること。 (3) 定期訓練 7-2-2項の表に掲げる訓練要素を実施すること。必ずしも全ての訓練要素を毎年実施する必要はないが、少なくとも３年間で全ての訓練要素を網羅するよう実施すること。 (4) 型式移行訓練 7-2-2項の表に掲げる訓練要素のうち運航者が特定したリスクに基づいて必要な要素を選定し実施すること。なお、技能証明の型式限定に係る変更申請を行うにあたり実施したUPRTは、型式移行訓練において行うUPRTとしても取り扱うことができる。 (5) 復帰訓練 訓練対象操縦~~士~~者の経歴や乗務していない期間等に応じて、	表現の適正化。

	2-2項の表に掲げる訓練要素のうち運航者が特定したリスクに基づいて必要な要素を選定し実施すること。	7-2-2 項の表に掲げる訓練要素のうち運航者が特定したリスクに基づいて必要な要素を選定し実施すること。	
7-1-2	＜訓練要素及び構成要素に関する補足＞ ※実機訓練は、7-1-3 の留意事項も踏まえ、使用する訓練機材で安全に行うことができる範囲内で訓練を実施すること（特に△印の要素については、教官によるデモンストレーションのみとする等、十分に留意すること）。	＜訓練要素及び構成要素に関する補足＞ ※実機訓練は、7-1-4 の留意事項も踏まえ、使用する訓練機材で安全に行うことができる範囲内で訓練を実施すること（特に△印の要素については、教官によるデモンストレーションのみとする等、十分に留意すること）。	誤記。
7-1-3	7-1-3　訓練機材 原則として航空運送事業に供する飛行機又は操縦に二人以上を要する飛行機以外の飛行機により実施する。	7-1-3　訓練機材 原則として航空運送事業に供する飛行機又は構造上その操縦のために二人~~以上~~を要する飛行機以外の飛行機により実施する。	表現の適正化。
7-2-1	(1) 事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び定期運送用操縦士の型式限定を受ける場合に必要な UPRT の訓練課程。 (2) 航空運送事業者の定期訓練、任用訓練、型式移行訓練、昇格訓練、復帰訓練に必要なUPRTの訓練課程（詳細は6-2-1項を参照）。	(1) 事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び定期運送用操縦士において、構造上その操縦のために二人を要する飛行機の型式限定を受ける場合に必要な UPRT の訓練課程。 (2) 航空運送事業者の定期訓練、任用訓練、型式移行訓練、昇格訓練~~、~~及び復帰訓練に必要なUPRTの訓練課程（詳細は6-2-1項を参照）。	対象の明確化及び表現の適正化。
7-2-2	7-2-2 訓練項目 訓練課程は、以下の要件を満たすこと。 (a) 学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練で構成されること。	7-2-2 訓練項目 訓練課程は、以下の要件を満たすこと。 (1) 学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練で構成されること。	項番の誤記。

	(b)　学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練は、7-2-1 (1)については全ての訓練要素（英字）及び構成要素（数字）を満たすこと。また、7-2-1(2)については 6-2 の要件を満たすこと。 （後略）	(2)　学科訓練及び模擬飛行装置等による訓練は、7-2-1 (1)については全ての訓練要素（英字）及び構成要素（数字）を満たすこと。また、7-2-1(2)については 6-2 の要件を満たすこと。 （後略）	
7-2-2	※飛行基準評価審査会又は外国政府により型式移行訓練の評価が行われており、同審査会又は外国政府により発行された報告書（FSB Report 等）により、我が国と同等以上の訓練を実施していると認められる場合には、訓練の一部を免除することができる。	※飛行基準評価審査会又は外国政府により型式移行訓練の評価が行われており、同審査会又は外国政府により発行された報告書（FSB Report 等）により、我が国と同等以上の訓練を実施していると認められる場合には、訓練の全部又は一部を免除することができる。	表現の適正化。
7-2-4	（新設）	7-2-4　留意事項 7-2-1(2)に掲げる訓練において、シナリオを用いて訓練を行う場合は、実際の運航を想定しシナリオを作成すること。その際、スタートルやストレスを引き起こす要素（異常姿勢の発現と失速警報の作動が同時に起こること、など。）をシナリオに盛り込むこと。	運輸安全委員会からの勧告（運委参第２４７号）への対応。訓練の明確化。
８.	UPRT を実施する教官（以下、UPRT 教官）	UPRT を実施する教官（以下「UPRT教官」という。）	表現の適正化。
９.	(1)　航空大学校又は指定養成施設の教育規程並びに航空運送事業者の運航規程に基づきUPRTが実施される場合 （以下、略）	(1)　航空大学校~~又は若しくは~~指定養成施設の教育規程~~並びに~~又は航空運送事業者の運航規程に基づきUPRTが実施される場合 （以下、略）	表現の適正化。
９.	(2)　航空機使用事業者の運航基準等に基づき UPRT が実施さ	(2)　航空機使用事業者の運航基準等又は大学等の訓練シラ	

	れる場合 航空機使用事業者が運航基準等を提出した場合、航空局が当該基準等を確認する過程及び監査において UPRT に関する訓練内容、訓練機材、教官の任用方法及び教官の訓練が本通達の要求を満足していることを確認する。この場合、航空経歴の確認方法として訓練組織が発行する証明書等を提出すること。その際、UPRT で使用した訓練シラバス（名称や改訂年月日等）を記載すること。	バスに基づきUPRTが実施される場合 航空機使用事業者が運航基準等を提出した場合、航空局が当該基準等を確認する過程においてUPRTに関する訓練内容、訓練機材（学科訓練のみを行う場合を除く。）、教官の任用方法及び教官の訓練が本通達の要求を満足していることを確認する。この場合、航空経歴の確認方法として訓練組織が発行する証明書等を提出すること。その際、UPRTで使用した訓練シラバス（名称や改訂年月日等）を記載すること。 大学等における訓練シラバスに基づきUPRTが実施される場合、航空局がUPRTに関する訓練内容、訓練機材（学科訓練のみを行う場合を除く。）、教官の任用方法及び教官の訓練が本通達の要求を満足していることを確認する。この場合、航空経歴等の確認方法として訓練組織が発行する証明書を提出すること。 なお、当該訓練シラバス等は事前に航空局へ提出し、本通達の要求を満足しているかどうかの確認を受けることができる。確認が済んだシラバス等でUPRTを実施した場合、証明書にUPRTで使用した訓練シラバスが分かるよう名称や改訂年月日等を記載することで、訓練シラバスの添付は不要とする。	監査も航空局が当該基準を確認する過程に含むとし、削除。なお、別紙１も参照のこと。

		上記において航空局が事前に確認を行ったUPRTに関する訓練内容等に変更があった場合、速やかに航空局へ報告し、改めて訓練内容等が本通達の要求を満足していることの確認を受けること。 また、経歴の確認に際して、航空局が事前に確認を行ったUPRTに関する訓練内容等ではない方法により申請者が訓練を受けていたことが判明した場合には、UPRTの経歴が認められない場合があるので留意すること。	
９.	(3) 操縦教育証明を有し、UPRT講習会を修了した教官がUPRTを実施した場合 操縦教育証明を有し、UPRT 講習会受講を受講済みの教官によって UPRT が実施された場合、 （以下、略）	(3) 操縦教育証明を有し、UPRT講習会を修了した教官がUPRTを実施した場合 操縦教育証明を有し、~~UPRT 講習会受講を受講済みの~~ UPRT 講習会を修了した教官によって UPRT が実施された場合、 （以下、略）	表現の適正化。
９.	(4) ICAO 締約国において UPRT が実施された場合 （以下、略）	(4) ~~ICAO締約国~~外国においてUPRTが実施された場合 （以下、略）	表現の適正化。
附則(1)	(1) 本通達は令和7年*月*日から適用する。ただし、6.及び9.は令和10年4月1日から、7-2-3については令和12年4月1日から適用する。	(1) 本通達は令和7年11月27日から適用する。ただし、6.及び9.は令和10年4月1日から適用する。また、7-2-3においてレベルC未満の模擬飛行装置等を使用することについては、令和12年3月31日まで、これを認める。	表現の適正化。
附 則(2)	令和10年3月31日以前に事業用操縦士、准定期運送用操縦士若しくは定期運送用操縦士の技	令和10年3月31日以前に事業用操縦士、准定期運送用操縦士若しくは定期運送用操縦士の技	表現の適正化。

	能証明又はこれらの型式限定を有する者又は操縦教育証明を有する者に対する措置 UPRTの経歴は令和10年4月1日以降に技能証明、型式限定及び操縦教育証明を申請する場合に必要な要件であり、令和10年3月31日以前に技能証明等を有する全ての操縦士は、現に有する技能証明等についてなお従前の例による。	能証明~~又はこれらの型式限定を有する者~~又は操縦教育証明を有する者に対する措置 UPRT の経歴は令和 10 年 4 月 1 日以降に技能証明、型式限定及び操縦教育証明を申請する場合に必要な要~~件~~経歴であり、令和 10 年 3 月 31 日以前に技能証明等を有する全ての操縦~~士~~者は、現に有する技能証明等についてなお従前の例による。	
附 則 (3)	令和10年3月31日以前に事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の技能証明を有する者が令和10年4月1日以降に新たに定期運送用操縦士の技能証明を取得しようとする場合の措置 実機訓練とこれに関連する学科訓練によるUPRTの経歴は要求しない。この場合、型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等によるUPRTの経歴を有すること。なお、過去のUPRTの経歴をもって型式限定を受ける場合、操縦士の所属組織等が本通達7-2に適合するUPRTの経歴を有していることを確認した上で発行した証明書を提出すること。	令和10年3月31日以前に事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の技能証明を有する者が令和10年4月1日以降に新たに定期運送用操縦士の技能証明を取得しようとする場合の措置 ~~実機訓練とこれに関連する学科訓練~~学科訓練及び実機訓練による UPRT の経歴は~~要求しない。この場合、~~不要であるが、型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等による UPRT の経歴を有すること。なお、~~過去の UPRT の経歴をもって型式限定を受ける~~9. に定める証明書が提出できない場合は、操縦~~士~~者の所属組織等が本通達 7-2 に適合する UPRT の経歴を有していることを確認した上で発行した証明書を提出すること。	表現の適正化。
附 則 (4)	令和10年3月31日以前にICAO締約国の操縦教育証明を既に有する場合であって令和10年4月1日以降に新たに我が国の操縦教育証明を取得しようとする	令和10年3月31日以前にICAO締約国の操縦教育証明を既に有する場合であって令和10年4月1日以降に新たに我が国の操縦教育証明を取得しようとする	表現の適正化。

	場合の措置 学科訓練及び実機訓練の経歴について９.(4)の書面を提出できる場合はUPRTの経歴を満たすものとする。学科訓練及び実機訓練の経歴を有さない場合、型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等によるUPRTの経歴を有すること。	場合の措置 学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴について９.(4)の書面を提出できる場合はUPRTの経歴を満たすものとする。学科訓練及び実機訓練によるUPRTの経歴を有さない場合、型式限定を受ける型式の飛行機に係る学科訓練及び模擬飛行装置等によるUPRTの経歴を有すること。	

＜運航規程審査要領細則＞

項目	修正前	修正案	補足
第２章 運航規程審査基準(その１) ６－１－２ 航空機乗組員に対する訓練	（２）訓練の課目 ① 昇格訓練及び任用訓練 昇格訓練及び任用訓練には、少なくとも次に掲げる課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について（令和〇年〇月〇日付け国空安政第〇号）」(以下「UPRT 通達」という。)の 6-2 項に従って昇格訓練及び任用訓練に UPRT を含めること。 ただし、機長、副操縦士又は航空機関士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。	（２）訓練の課目 ① 昇格訓練及び任用訓練 昇格訓練及び任用訓練には、少なくとも次に掲げる課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者飛行機~~の操縦士~~にあっては、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について(令和７年 11 月 27 日付け国空安政第 1903 号)」（以下「UPRT 通達」という。）の 6-2 項に従って昇格訓練及び任用訓練に UPRT を含めること。 ただし、機長、副操縦士又は航空機関士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。	現行の運航規程審査要領細則に準じた記載ぶりの変更。

同上	② 定期訓練 定期訓練は、少なくとも年に１回行うことが定められていること。また、定期訓練には、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められていること。ただし、非常救難対策訓練項目のうち、非常脱出及び非常装備品の使用についての訓練（原則として実地訓練とする。）は、必ず含まれていなければならない。 また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って定期訓練に UPRT を含めること。	② 定期訓練 定期訓練は、少なくとも年に１回行うことが定められていること。また、定期訓練には、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められていること。ただし、非常救難対策訓練項目のうち、非常脱出及び非常装備品の使用についての訓練（原則として実地訓練とする。）は、必ず含まれていなければならない。 また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って定期訓練に UPRT を含めること。	同上。
同上	③ 復帰訓練 復帰訓練には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバスは、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。 また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って復帰訓練に UPRT を含めること。	③ 復帰訓練 復帰訓練には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバスは、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。 また、航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って復帰訓練に UPRT を含めること。	同上。
同上	④ 型式移行訓練 型式移行訓練には、型式移行の対象となる航空機の特性等に	④ 型式移行訓練 型式移行訓練には、型式移行の対象となる航空機の特性等に	同上。

	応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。 また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、UPRT通達の6-2項に従って型式移行訓練にUPRTを含めること。 ただし、飛行基準評価審査会又は外国政府により型式移行訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report等）を参考に、訓練の課目を定めることが できるものとする。この場合において、操縦の方法が類似していると認められた型式の航空機を対象とした短縮化された訓練を行う場合には、型式間の差異レベルを示した運航者差異要件（ODR）を定め ること。	応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。 また、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機に該当する飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、UPRT通達の6-2項に従って型式移行訓練にUPRTを含めること。 ただし、飛行基準評価審査会又は外国政府により型式移行訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report等）を参考に、訓練の課目を定めることが できるものとする。この場合において、操縦の方法が類似していると認められた型式の航空機を対象とした短縮化された訓練を行う場合には、型式間の差異レベルを示した運航者差異要件（ODR）を定めること。	
第３章 運航規程審査基準(その２) ６－１－２ 航空機乗組員に	（２）訓練の課目 ① 昇格訓練及び任用訓練 機長の昇格訓練及び副操縦士の任用訓練には、使用する航空機の種類に応じて、少なくとも次のイ.、ロ. 又はハ. に掲げる課目が航空機の型式ごと に定められていること。また、タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ、航空法第65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる~~飛行機の操縦士~~にあっては、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの	（２）訓練の課目 ① 昇格訓練及び任用訓練 機長の昇格訓練及び副操縦士の任用訓練には、使用する航空機の種類に応じて、少なくとも次のイ.、ロ. 又はハ. に掲げる課目が航空機の型式ごと に定められていること。また、~~タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ、~~航空法第65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備す	参考にした FAA の規則に準じた対象の明確化等。

対する訓練	回復を行う飛行に係る訓練について（令和〇年〇月〇日付け国空安政第〇号）」（以下「UPRT通達」という。）の6-2項に従って昇格訓練及び任用訓練にUPRTを含めること。ただし、機長又は副操縦士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。	る飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について（令和７年11月27日付け国空安政第1903号）」（以下「UPRT通達」という。）の6-2 項に従って昇格訓練及び任用訓練にUPRTを含めること。ただし、機長又は副操縦士の業務に従事するために必要な技能証明等を取得するための訓練において既に実施している課目については、重複して定める必要はない。	
同上	② 定期訓練 イ．定期訓練は、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められ、少なくとも１年ごとに実施することが定められていること。また、タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ、航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、UPRT通達の6-2項に従って定期訓練にUPRTを含めること。	② 定期訓練 イ．定期訓練は、①に掲げる課目から定期的に実施する必要があるものとして選定された課目が航空機の型式ごとに定められ、少なくとも１年ごとに実施することが定められていること。また、~~タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ、~~航空法第65条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、UPRT通達の6-2項に従って定期訓練にUPRTを含めること。	同上。
同上	③ 復帰訓練 復帰訓練を行う場合には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバス	③ 復帰訓練 復帰訓練を行う場合には、①に掲げる課目に準じた課目が航空機の型式ごとに定められていること。また、そのシラバス	同上。

	は、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。また、タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って復帰訓練に UPRT を含めること。	は、乗務中断期間の長さに応じて定められていること。また、~~タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ~~航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って復帰訓練に UPRT を含めること。	
同上	④ 型式移行訓練 型式移行訓練を行う場合には、型式移行の対象となる航空機の特性等に応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。また、タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる飛行機の操縦士にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って型式移行訓練に UPRT を含めること。	④ 型式移行訓練 型式移行訓練を行う場合には、型式移行の対象となる航空機の特性等に応じて、型式を移行するために必要な①に掲げる課目に準じた課目が定められていること。また、~~タービン発動機を装備した飛行機であって、かつ~~航空法第 65 条第２項の表第１号から第４号までに掲げる航空機のうち、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する飛行機に乗り組む操縦者~~飛行機の操縦士~~にあっては、UPRT 通達の 6-2 項に従って型式移行訓練に UPRT を含めること。	同上。
附則	１．この細則は、令和７年＊月＊日から適用する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。	１．~~この~~本細則は、令和７年11月27日から適用する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。	用語の適正化。

＜航空従事者養成施設指定申請・審査要領＞

項目	修正前	修正案	補足
附則	１．この細則は、令和７年＊月＊日から適用する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。	１．~~この細則~~本要領は、令和７年11月27日から施行する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。	用語の適正化。
附則	３．令和１０年４月１日以降、航空法施行規則の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第５８号）の規定により技能証明等の申請においてUPRTの経歴が必要になる場合があることに留意すること。	（削除）	省令に記載済みのため。

＜准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領＞

項目	修正前	修正案	補足
附則	１．この細則は、令和７年＊月＊日から適用する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。	１．~~この細則~~本要領は、令和７年11月27日から~~適用~~施行する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。	用語の適正化。
附則	３．令和１０年４月１日以降、航空法施行規則の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第５８号）の規定により技能証明等の申請においてUPRTの経歴が必要になる場合があることに留意すること。	（削除）	省令に記載済みのため。

＜航空経歴の確認方法等について＞

項目	修正前	修正案	補足
１．	（７）事業用操縦士以上の資格を有している者が、操縦教育証明の申請をする場合は、当該技能証明書の写し1部をもって航空経歴を有することを証明す	（７）事業用操縦士以上の資格を有している者が、操縦教育証明の申請をする場合は、当該技能証明書の写し1部をもって航空経歴を有することを証明す	附則２．へ移設。

	る書類とすることかできる。（「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」（国空安政第　号　令和　年　月　日）の施行前に当該事業用操縦士以上の資格が申請、取得されていた場合は、（１）ウが必要となる。）	る書類とすることかできる。~~（「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」（国空安政第　号　令和　年　月　日）の施行前に当該事業用操縦士以上の資格が申請、取得されていた場合は、（１）ウが必要となる。）~~	

以上